

小郡市統合型校務支援システム導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

GIGA スクール構想事業による児童生徒の学習面の ICT 化の推進に伴い、教職員においてもデジタル化を進めていく中で、業務を軽減し、児童生徒に接する時間を確保していくことが課題となっている。

この要領は、課題解決にあたり、学校における情報を一元管理することにより、業務を軽減し、児童生徒に接する時間の確保を図ることを目的に、本システムを導入するため、公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で相手方を特定し、契約を行うための必要な手続き等についての事項を定めるものである。

2 概 要

(1) 事業名

小郡市統合型校務支援システム導入事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業内容

本事業の範囲は、統合型校務支援システム等の導入に係る次の範囲とする。

なお、詳細については、小郡市統合型校務支援システム導入事業仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

①事業全体

- ・全体のプロジェクト管理

②システム構築

- ・システム稼働基盤、周辺機器、および各種ソフトウェアの設計、設定支援
- ・ソフトウェアのインストール作業、設定

③本稼動前準備

- ・仮稼働支援
- ・各種データ登録支援
- ・運用設計支援

④システム本稼働

- ・教職員への導入研修
- ・システム稼働基盤、周辺機器、および各種ソフトウェア保守
- ・システム運用支援

(3) 事業期間

①システム構築・導入・運用試行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までを運用試行期間とする）

②システム運用・保守期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 及び小郡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約）

3 事業に要する費用（提案上限額）

①システム導入費（令和5年度）

37,452,000 円（消費税、地方消費税を含む。）

②システム運用・保守・通信経費（5ヵ年度総額・各年度同額とする）

73,605,000 円（消費税、地方消費税を含む。）

各年度の上限額は、次のとおり

令和5年度 0 円（3ヵ月分）※運用試行期間

令和6年度 14,721,000 円（12ヵ月分）

令和7年度 14,721,000 円（12ヵ月分）

令和8年度 14,721,000 円（12ヵ月分）

令和9年度 14,721,000 円（12ヵ月分）

令和10年度 14,721,000 円（12ヵ月分）

※上記①及び②の金額は、事業内容の規模を示すためのものであり、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。また②については、各年度の上限額を超えてはならない。

4 参加資格要件

企画提案者は以下の条件を全て満たすこと。

また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格および契約交渉権を取り消す。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から契約締結日までの間に、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者およびこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (4) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税および地方消費税並びに本市に本店支店がある場合には、本市の市民税・固定資産税に未納がない者であること。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (5) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (6) 過去2年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。
- (7) システムメーカーによる保守を円滑に行うために、提案書提出時点において、提案する統合型校務支援システムメーカーの保守拠点が1ヵ所以上存在し、24時間以内に対応できること。
- (8) 主たる事業者および統合型校務支援システムメーカーともに、以下に示す資格および

認証のいずれかを取得していること。

【 ISMS 認証 / ISO/IEC 27001 / プライバシーマーク 】

- (9) 参加者およびその役員等が、小郡市暴力団等排除条例（平成 22 年 3 月 26 日小郡市条例第 7 号）第 2 条の規定に該当しないこと。
- (10) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 質問の受付及び回答

質疑がある場合は、質問書（様式第 12 号）を提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

- (1) 提出期限：令和 5 年 7 月 5 日（水）午後 3 時 00 分 ※期限厳守
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式第 12 号）により、電子メールで送信すること。
メールアドレス gakkou@city.ogori.lg.jp
- (3) 質問回答：質問に対する回答は、令和 5 年 7 月 10 日（月）までに小郡市ホームページにおいて公表する。
- (4) その他：質問者の名称については公表しない。評価に対する質問や、事業者選定に公平性が保てないと判断した場合には回答しない。

6 参加表明および書類の提出

(1) 参加表明書

参加表明書は以下の指定様式を用い、各項目に沿ってまとめて綴じること。

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
- ② 会社概要（様式任意）
- ③ 統合型校務支援システム導入事業の受託実績（様式第 13 号）
県内実績を優先して記載し、全国実績は規模が大きい順に記載すること。

- 提出部数 各 1 部
- 提出期限 令和 5 年 7 月 18 日（火）午後 5 時 00 分 ※期限厳守
- 提出場所 小郡市教育委員会学校教育課 学校教育係（西別館 3 階）
- 提出方法 持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特別記録）によること

(2) 企画提案書

企画提案書の作成に当たっては、以下の項目の順に、まとめて綴じるとともに、評価対象の各項目について具体的に記述すること。

- ① 提案書（様式第 7 号）
- ② 企画提案書（様式任意）
 - ア 提案書の形式は、A 4 版、横置き・横書き・左綴じ・両面印刷とし、文字の大きさは 11 ポイント以上とする。ただし、図表内の文字についてはこの限りではない。
 - イ 提案書のページ数は、表紙・目次ページを含めて 50 ページを上限とする。内容

によっては一部A3判とすることも可とするが、その場合は2ページ換算とし、Z折りの短辺綴じとする。

- ウ 提案書の記述にあたっては、原則として日本語表記とし、参加者の説明がなくても理解できる内容となるように留意すること。ただし、専門用語はこの限りでないが、必要に応じ用語解説をすること。

③ 提案書の内容

各章の記載内容については、以下の章立て・観点に沿って記述すること。

項番	項目	記載内容
第1章	提案方針について	・提案のポイント、提案コンセプト等
第2章	提案事業者について	・提案事業者の体制および特長
第3章	提案システムの概要について	・提案システム名およびシステム概要 ①提案システムの実績 ②システム導入による効果・メリット等 ③バージョンアップについて ④システム運用管理に係る仕組み（アカウント管理、年次更新等） ⑤外字について ⑥制度改正への対応 ⑦安定的なシステム稼働に係るノウハウやしくみについて ⑧ログ管理について
第4章	提案システムの各機能について	・提案システム各機能の概要および特長 ①トップページ（システムポータル） ②学籍管理に関わる機能 ③出欠管理・成績管理に関わる機能 ④保健管理に関わる機能 ⑤その他校務に関わる機能 ⑥グループウェア機能 ・指導要録、健康診断票の完全電子化運用について ・帳票に関わる考え方や対応について ・アプリケーション自体に備わるセキュリティに配慮した仕組みや機能について
第5章	システム稼働環境について	・データセンターの概要および特長 ①データセンターの安定的な稼働について ②バックアップについて ③障害時対応について
第6章	システム運用およびサポートについて	・ヘルプデスク対応について ・研修会について

		・導入時支援について ・その他運用サポート等
第7章	その他	上記の各章に含まれる内容以外に、学校の負担軽減や校務DXにつながる提案があれば記載すること。 なお、記載内容が提示の見積内で実現できるかどうか明示すること。

④その他

- ア 提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出された提案書は返却しない。
- ウ 提出された後の提案書の変更、差し替えおよび再提出は認めない。
- エ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- オ 提案は、1社につき1提案のみとする。
- カ 提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- キ 提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ク 提出された提案書は、審査を行う目的以外に無断で使用しない。

(3) 「小郡市統合型校務支援システム 詳細機能要件確認表（様式第14号）」に必要事項を記入後、提出すること。

(4) 見積書（様式任意）

小郡市統合型校務支援システム導入事業の見積金額

実施要領「3 事業に要する費用（提案上限額）」の範囲内で①システム導入費、②システム運用・保守・通信経費（5ヵ年度総額）について、①、②毎に見積書を提出すること。なお、②については、稼働後5ヵ年度分の運用経費（使用料、保守費用等）は年度毎に記載すること。

(2)、(3)、(4)は、以下のとおり提出すること。

- 提出部数 原本1部 副本11部
- 提出期限 令和5年7月21日（金）午後5時00分 ※期限厳守
- 提出場所 小郡市教育委員会学校教育課 学校教育係（西別館3階）
- 提出方法 持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特別記録）によること

7 審査の方法等

本事業の審査は、「小郡市統合型校務支援システム導入事業プロポーザル審査委員会」により実施する。プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査方法

・一次審査（書類のみ）

本事業に係る公募型プロポーザル実施要領に掲げる参加資格要件等を具備しているか、提出書類等に不備や疑義等がないかについて審査する。

提出後、「企画提案書（任意様式）」、「見積書（任意様式）」、「統合型校務支援システム導入事業の受託実績（様式第 13 号）」、「小郡市統合型校務支援システム 詳細機能要件確認表（様式第 14 号）」に対する回答」を対象とした一次審査を実施する。

一次審査において、基準点（6 割以上：900 点満点中 540 点）を上回った事業者の中から、上位 3 社以内の二次審査（プレゼンテーション）に臨む事業者を特定する。

なお、基準点を上回る事業者がない場合は流会とする。

①企画提案書については、200 点満点とする。

②見積書に基づく価格点については、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = (1 - (\text{見積価格} / \text{予定価格})) \times \text{価格点満点 (200 点)}$$

③詳細機能要件確認表については 500 点満点とする。

④受託実績については、実績の有無により審査する。

・二次審査（プレゼンテーション）

一次審査において、上位 3 社以内に特定された者に対して実施する。その企画提案についてのプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、評価基準に基づいて審査する。

基準点（6 割以上：400 点満点中 240 点）とする。

①実施日 令和 5 年 7 月 31 日（月）

※実施時間、場所等については、別途通知する。

②出席者 4 人以内とする。

③説明等

ア プレゼンテーションの時間は、準備時間も含め、1 社につき、35 分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、25 分以内でヒアリング時間を設ける。

ウ プレゼンテーションにパソコンやスクリーン、プロジェクター、Wi-Fi が必要な場合は、各社で用意し、プレゼンテーション会場及び電源については本市で用意する。

エ 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うものとし、企画提案書と異なる内容や、当日に追加資料を配布するなど、事前に提出された提案書以外の資料を用いた説明は認めない。ただし、プレゼンテーションの実施にあたって説明を円滑にするために、企画提案書から抜粋した内容で別途スライドを作成・配布、スクリーンに照射して説明を行うことは可とする。

（2）優先交渉権者の決定

一次審査及び二次審査の評価結果を合計し、基準点（6 割以上）を上回り、最も高い者を優先交渉権者とする。

また、2 番目に高い者を次点交渉権者とする。

最高得点者が 2 者以上出た場合には、サポート、セキュリティ、システム画面や機能性、追加提案の順に、点数差が出るまで比較する。

なお、基準点（6 割以上）を上回る事業者がない場合は流会とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果通知は、提案者全員に速やかに書面で通知する。なお、選定の経緯及び内容、また結果に対する異議は一切受け付けない。

優先交渉権者として特定された者は、仕様及び価格等について協議を行い、協議が整い次第、速やかに本事業における契約を行うものとする。

8 契約方法

- (1) 選定された提案採用者は、提出された企画提案書、見積書等を踏まえ、本市と協議を行い、協議が整った場合に、本市と委託契約を締結することとする。
- (2) 協議においては、提出された企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。
- (3) 仕様書に記載のある必須事項および企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (4) 提案採用者が辞退、または特別な理由（提出書類または提案内容に虚偽があることが判明した場合など）により契約締結できない場合は、提案採用次点者と契約交渉をする。

9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (4) 本事業の見積書の金額が、事業に要する費用（提案上限額）を超過したもの。
- (5) 提案価格が著しく低い価格であった場合において、価格調査の結果、品質確保の不徹底等の恐れがあると認められる場合

10 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザルのみに使用し、目的外に使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提案者が1社の場合でも本プロポーザルは実施する。
- (7) 審査結果については、優先交渉権者以外の者の社名を伏せ、市ホームページ上で公表する。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、小郡市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

11 参加の辞退

参加表明書の提出後、やむを得ず参加の辞退を行う場合には、事前に担当部署に電話連絡の後、「辞退届（様式任意）」を提出すること。

12 選定スケジュール

令和5年6月26日（月）	実施要領等の公告
令和5年6月26日（月）から 令和5年7月5日（水）まで	質問の受付期間
令和5年7月10日（月）	質問に対する回答（市ホームページ）
令和5年7月18日（火）	参加表明書等の提出期限
令和5年7月21日（金）	提案書等の提出期限
令和5年7月26日（水）	書類審査結果通知
令和5年7月31日（月）	プレゼンテーション
令和5年8月4日（金）	審査結果通知

※日程については、本市の都合により、やむを得ず変更する場合がある。

13 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1 （西別館 3 階）

小郡市教育委員会学校教育課 学校教育係 担当：青木

TEL 0942-72-2111（内 512）

MAIL gakkou@city.ogori.lg.jp